国立国会図書館

○国立国会図書館告示第一号

複写料金に関する件の一部を改正する件を次のように定める。

平成三十年四月三日　　国立国会図書館長　羽入佐和子

複写料金に関する件の一部を改正する件

複写料金に関する件（昭和六十一年国立国会図書館告示第一号）の一部を次のように改正する。

第一項の表撮影によるマイクロフィルムの項中

一申込みで一コマの場合　百五十円	
一申込みで一コマを超える場合　百五十円に一コマを超える部分につき一コマごとに三十八円を加算した金額	

を

一申込みで一コマの場合　百五十円	
一申込みで一コマを超える場合　百五十円に一コマを超える部分につき一コマごとに三十八円を加算した金額	
加コ	

に改め、同表マイクロフィルムからマイクロフィルムへのプリントの項中

一件につき三十センチメートル以内の場合　百五十円	
一件につき三十センチメートルを超える場合　百五十円に三十センチメートルを超える部分につき三十センチメートルまでごとに六十八円を加算した金額	

を

一コマにつき百三十円	

に改め、同表マイクロフィッシュからマイクロフィッシュへのプリントの項中「百五十円」を「二百十円」に改め、同表マイクロフィルム又はマイクロフィッシュからの電子式引伸印画の項中「三十円」を「七十円」に、「六十円」を「百円」に改め、同表電子式複写による印画の項中「二十四円」を「二十三円」に、「四十八円（二十八円）」を「四十円（十四円）」に、「九十六円」を「百十五円」に、

B四	一枚につき百三十円
A三	一枚につき百三十円

を

A四	一枚につき九十円
B四	一枚につき九十円
A三	一枚につき百十円

に改め、同表機械可読資料等の印刷出力による印画の項中「二十円」を「二十三円」に、「二十八円」を「十四円」に、「四十六円（五十円）」を「三十四円（五十五円）」に、「九十二円（百円）」を「三十四円（九十五円）」に改め、同表マイクロフィルム又はマイクロフィッシュからの印刷出力による印画の項中「二十八円」を「十四円」に、「四十六円」を「三十四円」に、「九十二円」を「三十四円」に改める。

第二項中「十円」を「十三円」に改める。

第五項第一号中「百五十円」を「二百円」に改め、同項第二号中「三百円」を「三百五十円」に改める。

附　則

1　この告示は、平成三十年七月二日から施行する。

2　この告示による改正後の複写料金に関する件の規定は、平成三十年七月二日以後に申込みを受理した複写について適用し、同日前に申込みを受理した複写については、なお従前の例による。

人事異動

内　閣

（警察庁長官官房付）警視長　丸山　直紀

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する

内閣官房新型インフルエンザ等対策室参事官を命ずる

内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局参事官を命ずる

内閣官房空港・港湾水際危機管理チーム参事官を命ずる

（同）同　鈴木　達也

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する

内閣官房新型インフルエンザ等対策室参事官を免ずる

内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局参事官を免ずる

内閣官房空港・港湾水際危機管理チーム参事官を免ずる

（水産庁増殖推進部長）農林水産技官　保科　正樹

日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の両国の地先沖合における漁業の分野の相互の関係に関する協定及び漁業の分野における協力に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定に基づくロシア連邦の二百海里水域における日本国の漁船によるロシア系さけ・ますの二千十八年における漁獲に関する日ロ政府間協議日本政府代表を命ずる

期間は本件協議の議事録が正式署名される日までとする

（欧州局ロシア課長）外務事務官　毛利　忠敦

日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の両国の地先沖合における漁業の分野の相互の関係に関する協定及び漁業の分野における協力に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定に基づくロシア連邦の二百海里水域における日本国の漁船によるロシア系さけ・ますの二千十八年における漁獲に関する日ロ政府間協議日本政府代表代理を命ずる

漁業の分野における協力に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定に基づく日ソ漁業合同委員会第三十四回会議日本政府代表代理を命ずる

期間は本件協議の議事録が正式署名される日までとする（以上三月三十日）

法　務　省

（在オランダ日本国大使館一等書記官）外務事務官　古谷　真良

検事二級（東京地方検察庁検事）に転任させる

法務事務官（法務省民事局付）に併任する（三月二十九日）

環　境　省

（水・大気環境局総務課長）廣木　雅史

辞職を承認する

（自然環境局自然環境整備課長）木村　英雄

（大臣官房環境計画課環境統計分析官）苦瀬　雅仁

（自然環境局自然環境整備課温泉制度管理技術研究官）吉田　勉

定年退職（各通）

（水・大気環境局長）早水　輝好

水・大気環境局総務課長事務取扱を命ずる（以上三月三十一日）

（大臣官房審議官）米谷　仁

大臣官房政策立案総括審議官に配置換する

（環境再生・資源循環局総務課長）和田　篤也

大臣官房審議官に昇任させる

（大臣官房審議官）室石　泰弘

福島地方環境事務所長に配置換する

（独立行政法人環境再生保全機構理事）佐野　郁夫

大臣官房付に採用する

（原子力規制委員会原子力規制庁長官官房総務課監査・業務改善推進室長）小森　繁

大臣官房環境保健部環境保健企画管理課長に昇任させる